

議案第45号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和5年6月5日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されたことに伴い、児童福祉法その他の福祉に関する法律において、厚生労働省等の所管となっている事項が内閣府に移管され、または内閣府等との共管となったことから、関係条例の規定を整備するため、この案を提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「同項」を「同条」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）（第1条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>（保育の内容）</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>・主務大臣の変更に伴う改正</p>

米原市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（改正理由）（第2条関係）

改正後	現 行	改正理由
<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 1・2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育</p>	<p>（特定教育・保育の取扱方針）</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 1・2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育</p>	<p>・主務大臣の変更に伴う改正</p>

を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（利用定員）

第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）および小規模保育事業 B 型（同令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。）にあっては 6 人以上 19 人以下とし、小規模

を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第 6 条第 3 項および第 7 条第 2 項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2 項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（利用定員）

第 37 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 29 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下とし、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 42 条第 3 項第 1 号において同じ。）および小規模保育事業 B 型（同省令第 27 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。）にあっては 6 人以上 19 人以下とし、小規

・子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う規定の整備

・内閣府への移管に伴う表記の改正

<p>保育事業C型（<u>同令第 27 条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第 3 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。</p> <p>2 略 （特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>模保育事業C型（<u>同省令第 27 条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。付則第 3 条において同じ。）にあつては 6 人以上 10 人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。</p> <p>2 略 （特定地域型保育の取扱方針）</p> <p>第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府への移管に伴う表記の改正 ・主務大臣の変更に伴う改正
---	---	---